

伐木の提供について（個人用）

伐木は、施設の機能や管理上等支障となるほか、景観を損なうため処分を行う必要がありますが、有効利用の観点や経費削減、その他譲って欲しいという要望もあることから、希望者に無料で提供することとしました。

利用にあたってはこの趣旨をご理解の上、ご活用下さいますようお願いいたします。

1. 申し込み期間

- ・ 「伐木引き渡し情報一覧」参照

2. 申し込み方法

- ・ 申し込み期間内に直接下記申込先に来ていただくか、電話・FAX・メール（様式自由）で申し込み下さい。
（直接申込、電話については平日 9:00～17:00 とします。）

- ・ 申し込みに際しては、「名前、住所、連絡先、希望数量、目的」をお知らせ下さい。

申し込み先：有田振興局 建設部 管理保全課 有田郡湯浅町湯浅 2355-1

電話番号：0737-64-1284 FAX：0737-62-2630 メール：e1304631@pref.wakayama.lg.jp

3. 引き渡しについて

- ・ 申し込みは1整理番号につき、1個人1回といたします。
- ・ 引き渡し日は「伐木引き渡し情報一覧」をご参照下さい。
なお、引き渡し時間は9時～12時、13時～17時です。
- ・ 事前に申し込みいただいた方にしか提供できません。
- ・ こちらの日程と合わない場合は、引き渡しはできません。
- ・ 引き渡し量は1人当たり軽トラック1台分を上限とします。（過積載とならないようご注意ください）
- ・ 引き渡し量は希望に満たない場合があります、伐木が無くなった場合は引き渡し出来ません。

4. 当日の手続方法

- ・ 引き渡し日の当日、引き取り場所にて「伐木引き取り書（様式2-1、2-2）」を各1部（県用、引き取り者用）提出いただきます。

※県用と引き取り者用に割り印を押した後、引き取り者用を返却します。（引き渡し証明となります）

「伐木引き取り書」には印鑑が必要です。当日記入される方は必ず印鑑をお持ち下さい。

5. 伐木引き渡し場所等

- ・ 引き渡し場所等については、「伐木引き渡し情報一覧」参照。

6. 伐木引き取りを申し込まれる皆様へ（留意事項）

- ・ 伐木をそのまま販売する等の転売・譲渡は禁止します。
- ・ 積込と搬出は、申し込み者ご自身でお願いします。積込や搬出等に必要な機器用具類は各自でご用意願います。また、過積載とらないようにお願いします。
- ・ 場内では各自の自己管理のもと安全第一でお願いいたします。事故、けが等は申し込み者の責任になります。
- ・ 伐木の長さや太さなどは揃っておりません。
- ・ 後から来る方の利用や危険防止のため、集積している伐木を散乱させないようにして下さい。
- ・ お持ち帰りになられた伐木の返却は出来ません。
- ・ お持ち帰り後、山や川等に捨てると不法投棄となりますので、申し込み者で扱いきれなくなった場合は、処理業者に委託するなど適正に処分して下さい。
- ・ 伐木の引き渡しにあたっては、県職員が立ち会います。
- ・ その他当方から注意事項などがあった場合は指示に従ってください。指示に従わない場合は、引き渡しをお断りすることがあります。

※ 伐木は性質上、石や雑草等が混入している場合があります。

7. 伐木引き取りの流れ

【事前】申し込み期間内に電話等で申し込み



【当日】引き取り場所にて伐木引き取り書を提出の上、伐木を積込・搬出



【当日】散乱箇所の清掃